

八街市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

新	旧																																							
八街市地域公共交通協議会規約	八街市地域公共交通協議会規約																																							
第1条～第20条 (略)	第1条～第20条 (略)																																							
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)																																							
<u>1 この規約は、令和2年1月6日から施行する。</u> <u>(八街市地域公共交通協議会規約の廃止)</u>	<u>1 この規約は、平成28年6月30日から施行する。</u> <u>(八街市地域公共交通協議会規約の廃止)</u>																																							
<u>2 八街市地域公共交通協議会規約(平成28年6月30日施行)は、廃止する。</u>	<u>2 八街市地域公共交通協議会規約(平成27年6月25日施行)は、廃止する。</u>																																							
別表	別表																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条項</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td>市の職員の中から市長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">法第6条第2項第2号</td> <td>一般乗合旅客自動運送事業者</td> </tr> <tr> <td>一般乗用旅客自動運送事業者(法人)</td> </tr> <tr> <td>一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県バス協会の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">法第6条第2項第3号</td> <td>佐倉警察署長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通の利用者又は市民の代表者</td> </tr> <tr> <td><u>国土交通省関東運輸局長又はその指名する者</u></td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>その他協議会の運営上必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>	関係条項	委員	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動運送事業者	一般乗用旅客自動運送事業者(法人)	一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者	印旛土木事務所長又はその指名する者	法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者	地域公共交通の利用者又は市民の代表者	<u>国土交通省関東運輸局長又はその指名する者</u>	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	学識経験者	その他協議会の運営上必要と認める者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条項</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第6条第2項第1号</td> <td>市の職員の中から市長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">法第6条第2項第2号</td> <td>一般乗合旅客自動運送事業者</td> </tr> <tr> <td>一般乗用旅客自動運送事業者(法人)</td> </tr> <tr> <td>一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県バス協会の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">法第6条第2項第3号</td> <td>佐倉警察署長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通の利用者又は市民の代表者</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td>その他協議会の運営上必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>	関係条項	委員	法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者	法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動運送事業者	一般乗用旅客自動運送事業者(法人)	一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者	印旛土木事務所長又はその指名する者	法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者	地域公共交通の利用者又は市民の代表者	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者	学識経験者	その他協議会の運営上必要と認める者
関係条項	委員																																							
法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者																																							
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動運送事業者																																							
	一般乗用旅客自動運送事業者(法人)																																							
	一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者																																							
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者																																							
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者																																							
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者																																							
	印旛土木事務所長又はその指名する者																																							
法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者																																							
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者																																							
	<u>国土交通省関東運輸局長又はその指名する者</u>																																							
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者																																							
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者																																							
	学識経験者																																							
	その他協議会の運営上必要と認める者																																							
関係条項	委員																																							
法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者																																							
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動運送事業者																																							
	一般乗用旅客自動運送事業者(法人)																																							
	一般乗合旅客自動運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者																																							
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者																																							
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者																																							
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者																																							
	印旛土木事務所長又はその指名する者																																							
法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者																																							
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者																																							
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者																																							
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者																																							
	学識経験者																																							
	その他協議会の運営上必要と認める者																																							